

札幌市長 秋元克広 様

自衛隊への個人情報提供の中止を求める再要請書

戦争させない市民の風・北海道

共同代表：宮田和保、山口たか、渡辺明

戦争させない市民の風・北海道(以下当会とする)は、さる6月30日に「自衛隊への個人情報提供を中止することを要請」を行い、7月7日に札幌市長からの回答を得ました。

札幌市の回答は、「法令に基づく提供であり(中略)本人の同意は必要とされておられません」と述べています。また、札幌市は護憲ネットワーク北海道への8月23日付回答では「募集事務は自衛隊法第97条第1項で定められている国からの法定受託事務であり」と述べています。しかし、この回答には法令解釈の大きな誤りがあります。

- (1) 地方自治法が定める法定受託事務の別表には「自衛隊法第97条第1項」は含まれておらず、自衛隊法に記載があったとしても、地方自治法の別表に記載のない事務は「自治事務」となります。
- (2) 自衛隊法第97条やそれに基づく自衛隊法施行令第百二十条の「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」との条文に基づく札幌市の行政事務は、自治事務であり、その事務をどのように実施するかは、札幌市の任意の裁量となります。

また、住民基本台帳法は「市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、(中略)住民票の写しを交付することができる」(第十二条の二)としていますが、「しなければならない」との義務規定ではありません。そこには各地方自治体の判断の余地があり、自衛隊からの要請にどのように対応するかは自治体の裁量によって異なります。

当会の問い合わせに防衛省は、どの自治体にも「紙媒体、電子媒体の提出を求めているが、閲覧のみとしている自体が534あり、それは依頼した自治体の三分の一である」と回答しています。これは、自治事務だからこそ各自治体によって異なる対応が行われている証左です。

更に、「本人の同意」を必要とするかどうか、関係法令は定めていません。従って、各地方自治体の裁量によって異なります。札幌市は現在「同意しない」旨の本人からの申し出があった場合には提供から除外する方法で行っていますが、法令にそのような定めがあるわけではありません。

法令に定めがない場合は、憲法遵守義務がある行政としては憲法に基づく判断が必要です。憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される」としており、個人の尊重義務は基本的人権の一つです。

国や地方自治体の個人情報保護義務もこの憲法に基づくものであり、行政が軽々しく扱ってはならないものです。本人の同意なしに本人の個人情報を他人に提供することは憲法違反の恐れがあります。

当会は、このような立場に立って、以下の事項を求めますので、文書でご回答ください。

1. 自衛隊への紙媒体での提供を中止し、閲覧にとどめるべきこと、その場合も本人にそのような閲覧を許すことを事前に通知し、承諾のあった者のみの情報を閲覧させることを求めます。
2. 自衛隊法第97条第1項並びに自衛隊法施行令第百二十条に基づく、自衛隊からの「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な補充対象者情報の提出について(依頼)」の業務は、法定受託事務ではなく自治事務であることを認めますか。
3. 札幌市は、行政として個人を尊重する義務は守られるべき基本的人権の一つであり、個人情報保護は行政に課せられた憲法上の義務の一つであることを認めますか。
4. 自衛隊法第97条は「第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする」としていますが、これまでに実施された当該情報の提供について、これまでの年度に国庫が負担した額と札幌市が本年度の提供する情報について、国に負担を求める金額を明らかにしてください。

情報によると札幌市は明日12日にも本人の同意なしに自衛隊へ名簿の提供を行うとのことですが、私たちは、このような行政行為は地方自治と個人情報保護に反しており、強く抗議して中止を再度求めます。

連絡先： 事務局長 中村由紀男

Eメール： uchujinyuh@gmail.com

FAX： 0123-76-9002